

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。ただし、この告示による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（以下「新告示」という。）第二条第五項（第四条第四項第二号において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する別紙様式第二号第三十二面の改正規定は、令和四年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 新告示第二条第三項第三号、第六号の二、第七号、第九号及び第十号（これらの規定を新告示第四条第三項第二号において準用する場合を除く。）の規定並びに新告示第二条第五項（新告示第四条第四項第二号において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第二号（第一面、第四面から第十面まで、第十二面から第十六面まで、第二十面、第二十一面、第二十四

面から第二十九面まで、第三十二面及び第三十六面から第三十八面までに係る部分に限る。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新告示第三条第三項において読み替えて準用する新告示第二条第三項（第三号ニ(4)に係る部分に限る。）の規定及び新告示第三条第四項において読み替えて準用する新告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第一面から第十二面まで、第十六面、第十九面から第二十三面の二まで、第二十九面及び第三十面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新告示第四条第三項第二号において読み替えて準用する新告示第二条第三項第三号、第六号の二、第七号、第九号及び第十号の規定並びに新告示第四条第四項第二号において読み替えて

準用する新告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第一面、第四面から第十面まで、第十二面から第十六面まで、第二十面、第二十一面、第二十四面から第二十九面まで、第三十二面及び第三十六面から第三十八面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4 新告示第五条第三項において準用する新告示第二条第三項（第三号ニ(4)に係る部分に限る。）の規定及び新告示第五条第四項において読み替えて準用する新告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第一面から第十二面まで、第十六面、第十九面から第二十三面の二まで、第二十九面及び第三十面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

5 新告示第六条第二項に規定する別紙様式第七号（第一面及び第三面から第六面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した四半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。